造 園 資 格 ガ イ ド

滋賀県造園協会・会員は有資格者を育て、施工管理を充実して、造園技術・技能に

優れた者により、安全な体制で造園工事に取り組んでおります。

資格の種類	資 格 の 名 称
国 家 資 格	○ **造園施工管理技士** 建設業法に基づいて、造園工事に従事している施工管理技術者の技術の向上を図る為、造園工事に従事している者・しようとしている者について行なわれる技術検定の合格者に与えられる称号である。 （1級・2級　造園施工管理技士） ○ **職業訓練指導員（造園科）** 産業構造の変化、高齢化社会の進展により、新しい職種に転職する機会が増え、職業訓練の必要も高まっている。職業訓練の効果をあげる為には優れた指導員が必要である。 ○ **造園技能士** 厚生労働省が職業能力開発促進法に基づいて、働く人たちの技能と地位の向上を図り、産業の発展に寄与していく為に実施されている。 （1級・2級・3級　造園技能士） ○ **園芸装飾技能士** （造園技能士と同じ） （1級・2級・3級　園芸装飾技能士）